

## 2009 年度版 社労士 1 年プラス合格コース 補講

### P 386 ② 労災保険率（改正）

（平成 20 年度の確定保険料は、旧労災保険率によって申告します。）

※ 最低はその他の各種事業の 1000 分の 3、最高は水力発電施設、ずい道等新設事業の 1000 分の 103

#### 1 労災保険率の改定

事業の種類 の分類	番号	事業の種類	労災保険率	
			新	旧
林業	02	林業	1000分の60	1000分の60
	03			
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	1000分の32	1000分の41
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の41	1000分の40
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	1000分の87	1000分の87
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の30	1000分の46
	24	原油又は天然ガス鉱業	1000分の6.5	1000分の6.5
	25	採石業	1000分の70	1000分の70
	26	その他の鉱業	1000分の24	1000分の28

建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	1 0 0 0分の1 0 3	1 0 0 0分の1 1 8
	32	道路新設事業	1 0 0 0分の 1 5	1 0 0 0分の 2 1
	33	舗装工事業	1 0 0 0分の 1 1	1 0 0 0分の 1 4
	34	鉄道又は軌道新設事業	1 0 0 0分の 1 8	1 0 0 0分の 2 3
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	1 0 0 0分の 1 3	1 0 0 0分の 1 5
	38	既設建築物設備工事業	1 0 0 0分の 1 4	1 0 0 0分の 1 4
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	1 0 0 0分の 9	1 0 0 0分の 1 4
	37	その他の建設事業	1 0 0 0分の 1 9	1 0 0 0分の 2 1
製造業	41	食料品製造業（たばこ等製造業を除く。）	1 0 0 0分の 6.5	1 0 0 0分の 7.5
	65	たばこ等製造業	1 0 0 0分の 5.5	1 0 0 0分の 6.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	1 0 0 0分の 4.5	1 0 0 0分の 5.5
	44	木材又は木製品製造業	1 0 0 0分の 1 5	1 0 0 0分の 1 8
	45	パルプ又は紙製造業	1 0 0 0分の 7	1 0 0 0分の 7.5
	46	印刷又は製本業	1 0 0 0分の 4.5	1 0 0 0分の 5

47	化学工業	1 0 0 0分の 5	1 0 0 0分の 6.5
48	ガラス又はセメント製造業	1 0 0 0分の 7.5	1 0 0 0分の 7.5
66	コンクリート製造業	1 0 0 0分の 1 4	1 0 0 0分の 1 4
62	陶磁器製品製造業	1 0 0 0分の 1 8	1 0 0 0分の 1 7
49	その他の窯業又は土石製品製造業	1 0 0 0分の 2 6	1 0 0 0分の 2 6
50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	1 0 0 0分の 7	1 0 0 0分の 7.5
51	非鉄金属精錬業	1 0 0 0分の 8.5	1 0 0 0分の 7.5
52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	1 0 0 0分の 7.5	1 0 0 0分の 8.5
53	鋳物業	1 0 0 0分の 1 9	1 0 0 0分の 1 8
54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	1 0 0 0分の 1 1	1 0 0 0分の 1 4
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	1 0 0 0分の 7.5	1 0 0 0分の 9
55	めつき業	1 0 0 0分の 6	1 0 0 0分の 8.5
56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、	1 0 0 0分の 6.5	1 0 0 0分の 7

		時計等製造業を除く。)		
	57	電気機械器具製造業	1 0 0 0分の 3.5	1 0 0 0分の 4.5
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	1 0 0 0分の 5	1 0 0 0分の 6
	59	船舶製造又は修理業	1 0 0 0分の 2.3	1 0 0 0分の 2.2
	60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	1 0 0 0分の 3	1 0 0 0分の 4.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1 0 0 0分の 4	1 0 0 0分の 5.5
	61	その他の製造業	1 0 0 0分の 7.5	1 0 0 0分の 8
運輸業	71	交通運輸事業	1 0 0 0分の 5	1 0 0 0分の 5.5
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	1 0 0 0分の 1.1	1 0 0 0分の 1.3
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	1 0 0 0分の 1.2	1 0 0 0分の 1.3
	74	港湾荷役業	1 0 0 0分の 1.7	1 0 0 0分の 2.3
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1 0 0 0分の 3.5	1 0 0 0分の 4.5

その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	1 0 0 0分の 1 2	1 0 0 0分の 1 2
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	1 0 0 0分の 1 3	1 0 0 0分の 1 3
	93	ビルメンテナンス業	1 0 0 0分の 6	1 0 0 0分の 6.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1 0 0 0分の 7	1 0 0 0分の 7
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1 0 0 0分の 3	1 0 0 0分の 4.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1 0 0 0分の 4	1 0 0 0分の 5
	99	金融業、保険業又は不動産業	1 0 0 0分の 3	1 0 0 0分の 4.5
	94	その他の各種事業	1 0 0 0分の 3	1 0 0 0分の 4.5

## 2 労務費率の改定 (最低 19% ~ 最高 40%)

事業の種類	番号	事業の種類	請負金額に乗ずる率	
			新	旧
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19%	19%
	32	道路新設事業	21%	21%
	33	舗装工事業	19%	20%
	34	鉄道又は軌道新設事業	24%	23%
	35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く。)	21%	21%
	38	既設建築物設備工事業	22%	21%
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業 組立て又は取付けに関するもの その他のもの	40% 22%	40% 21%
	37	その他の建設事業	24%	24%

3 第2種特別加入保険料率の改定（最低1,000分の4 ～ 最高1,000分の52）

事業又は作業の種類 種類の番号	事業又は作業の種類	第2種特別加入保険料率	
		新	旧
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者）	1000分の14	1000分の14
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	1000分の19	1000分の20
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	1000分の46	1000分の46
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	1000分の52	1000分の51
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	1000分の7	1000分の6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	1000分の13	1000分の12
特 7	労災保険法施行規則第46条の18第1号ロの作業（指定農業機械従事者）	1000分の5	1000分の5
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	1000分の5	1000分の6
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工作業）	1000分の16	1000分の17

特10	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	1000分の7	1000分の6
特11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	1000分の17	1000分の17
特12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	1000分の4	1000分の4
特13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	1000分の18	1000分の18
特14	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	1000分の5	1000分の6
特15	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	1000分の9	1000分の8
特16	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	1000分の4	1000分の5
特17	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者）	1000分の6	1000分の7

#### 4 第3種特別加入保険料率の改定

第3種特別加入保険料率は、1,000分の5から**1,000分の4**に改定。

5 非業務災害率は、1,000分の0.8から**1,000分の0.6**に変更。

**P 389 ③ 雇用保険率（改正）**

平成 20 年度（改正前）	雇用保険率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	1,000 分の 15	1,000 分の 6	1,000 分の 6 + 1,000 分の 3（二事業率）
農林水産業・清酒製造業	1,000 分の 17	1,000 分の 7	1,000 分の 7 + 1,000 分の 3（二事業率）
建設業	1,000 分の 18	1,000 分の 7	1,000 分の 7 + 1,000 分の 4（二事業率）

平成 21 年度（改正後）	雇用保険率	労働者負担	事業主負担
一般の事業	1,000 分の 11	1,000 分の 4	1,000 分の 4 + 1,000 分の 3（二事業率）
農林水産業・清酒製造業	1,000 分の 13	1,000 分の 5	1,000 分の 5 + 1,000 分の 3（二事業率）
建設業	1,000 分の 14	1,000 分の 5	1,000 分の 5 + 1,000 分の 4（二事業率）